



## 市長からのメッセージ

市民の皆さまへ

新型コロナウイルスについて、2月に「ワクチン接種推進室」を健康福祉部に設置し、まずは高齢者を対象とした接種に向け準備を進めています。今後は、市民の皆さまに1日でも早く、安心してワクチンを接種いただけるよう国や県、医療機関との連携をとりながら、取組みを進めてまいります。接種対象者や接種時期などの詳細については、広報紙や市ホームページなどで順次お知らせしていきます。

市内の新規感染者数は、1月をピークに減少傾向にありますが、感染経路としては家庭内での感染の傾向が増加しています。つきましては、次の点にご注意いただき、引き続き感染防止への取組みにご協力ください。

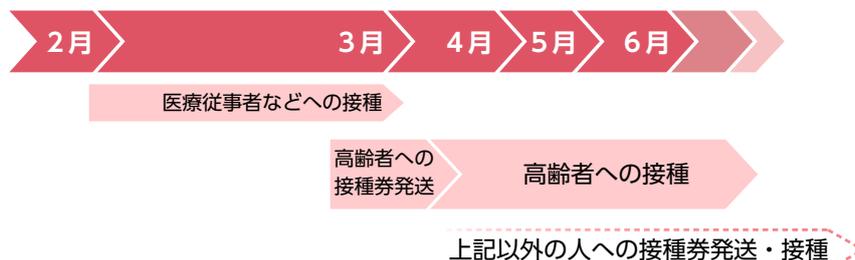
- ・家庭内での感染防止を含めた基本的な感染対策の実施
- ・罹患された人やその家族などに対する人権への配慮

この難局を乗り越え、市民の皆さまの穏やかな日常を取り戻すために全力で取り組んでまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

栗東市長

野村昌弘

＜ワクチン接種の想定スケジュール＞



※高齢者（昭和32年4月1日以前に生まれた人）…令和3年度中に65歳以上に達する人  
 ※集団接種会場として、まずは栗東市民体育館を基本に調整中  
 ※接種は予約制で、コールセンターでの電話予約とWEB予約を予定

## 救命の手

### 「ドクターカー」

#### ■ドクターカーとは？

救急現場に一刻も早く医師が駆けつけ、その場で救命処置を始めることができるよう各種医療器材を搭載した高規格救急車やラピッドレスポンスカー（医師などが乗車する乗用車タイプのドクターカー）のことで、医師・看護師・救急救命士で構成する医療チームが乗り込み現場に出動します。

#### ■ドクターカーの役割

ドクターカーは、主に心筋梗塞・脳卒中・けいれん発作・更には重症外傷など、早期に治療を開始する必要がある症例に対して出動要請がかかる場合が多く、病院に搬送されるまでの間に治療を開始することにより、救命率の向上や後遺症の軽減が期待されます。

#### ■ドクターカー要請の流れ

ドクターカーの出動は、市民の皆さんが119番通報で救急車を要請した際、その通報内容から消防局および出動した救急隊の判断で要請が行われます。そのため市民の皆さんから直接要請をすることはできません。

#### ■ドクターカーによる費用負担

ドクターカーが出動し、現場で医師や看護師が診察や治療を行った場合、患者には厚生労働省が定める診療報酬（往診料など）に基づき一定の費用負担が発生します。



岡済生会滋賀県病院

☎ 552-1221（代表）

草津総合病院

☎ 563-8866（代表）

## 近くお引越しを予定されている皆さんへ 転入、転出、転居に伴う 休日臨時窓口を開設します！

引越しシーズンの3月下旬から4月上旬は、転入・転出や転居の届出が集中して、窓口が大変混み合います。市では、日曜日に臨時の窓口を開設し、住民異動に伴う手続きを受け付けます。下記取扱い業務に限ります。

【日時】 令和3年3月28日(日)、4月4日(日) 8:30～17:15

【場所】 市役所1階 窓口

【持ち物】 転出証明書・本人確認用の官公署発行の写真付証明書

(運転免許証・パスポート・個人番号カード・写真付住民基本台帳カード・在留カード・特別永住者証明書など)

担当課	取扱い業務
総合窓口課 ☎ 551-0110 FAX 553-0250	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民異動届(転入・転出・転居) ※国外からの転入および個人番号カード・住基カードによる特例転入はできません</li> <li>印鑑登録の手続き・印鑑登録証明書の発行</li> <li>住民票の写し、戸籍謄(抄)本などの発行 ※税関係の証明書は発行できません</li> <li>マイナンバーカードの交付、申請補助(写真撮影)</li> </ul>
保険年金課 福祉医療係 ☎ 551-0316 高齢者医療係 ☎ 551-0361 FAX 553-0250 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉医療費受給券(乳幼児・子ども医療)の申請書預かり ※健康保険証が必要です。なお、受給券は後日郵送します</li> <li>後期高齢者医療負担区分等証明書の預かり(後期高齢者医療被保険者証は後日郵送)</li> </ul>
子育て応援課 ☎ 551-0114 FAX 552-9320	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当の手続き(認定請求書の一部預かりなど) ※児童扶養手当などは、当日手続きできません</li> </ul>

※必要書類など詳細は事前に各担当課に確認してください。また、他の行政機関に問い合わせが必要となるものなどは、当日中に手続きができない場合があります

### 【当日対応ができない手続き】

担当課	手続き内容
学校教育課 ☎ 551-0130 FAX 551-0149	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校の転入、転出に伴う就学の手続き</li> <li>区域外就学、指定校変更の手続き</li> </ul>
保険年金課 国民健康保険係 ☎ 551-1807 FAX 553-0250	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民異動に伴う国民健康保険被保険者証の発行および関係書類の発送</li> </ul>
長寿福祉課 ☎ 551-0281 FAX 551-0548	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険の申請</li> </ul>
障がい福祉課 ☎ 551-0113 FAX 553-3678	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者手帳などの手続き</li> </ul>
健康増進課 (なごやかセンター内) ☎ 554-6100 FAX 554-6101	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦健康診査受診券の交換</li> </ul>
幼児課 ☎ 551-0424 FAX 551-0149	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園・幼稚園の入園申込み</li> </ul>
上下水道課 ☎ 551-0135 FAX 554-3866	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道の開閉栓の申込み ※使用開始日、停止日の4日前までに電話連絡が必要</li> </ul>

※提出書類に不備などがある場合、平日の8:30～17:15に再度来庁していただく場合があります。

### マイナンバーカードの休日交付

休日開庁日

【日時】 令和3年3月28日(日)

8:30～17:15

- マイナンバーカードは、申請から交付まで1か月程度かかります。カードの準備ができ次第「交付通知書」を送付しますので、本人が受け取りにお越しください。
- 当日はマイナンバーカードの電子証明書の更新もできます。更新手続きの際に、マイナンバーカードの暗証番号(数字4桁)と署名用電子証明書の暗証番号(6～16桁の英数字)を確認します。マイナンバーカードと有効期限通知書をお持ちください。



総合窓口課

☎ 551-0110 FAX 553-0250 (市外局番 077)

# 多文化共生の まちづくり

～ともにいきいきと  
暮らせる社会へ～



岡自治振興課 国内・国際交流係  
☎ 551-0290 FAX 551-0432

本市には1448人（令和2年12月末現在の外国籍住民が生活し、人口の2%を占めています）。外国籍住民の中には、日本語の理解が十分でなかったり、生活習慣の違いから、地域でうまくコミュニケーションが取れない場合があります。国籍や文化が違ってても、地域社会で暮らす仲間として、お互いを認めあい、ともにいきいきと暮らせるまちを目指して協力しあっていくことが大切です。

県内では、生活者としての外国人を支援するため、2019年4月に「しが外国人相談センター」が開設されました。地域活動で外国籍住民とコミュニケーションを取りたい場合などにも利用することができます。本市でも、栗東国際交流協会と協力しながら、魅力ある多文化共生のまちづくりに向けて、取組みを進めています。ボランティアが活躍する日本語教室では、今年度から会場をコミュニケーションセンター大宝に移転し、感染対策を取りながら実施しています。



▶日本語教室の様子。コロナ禍で参加者は少なくなっていますが、感染が収まり、にぎやかな教室が戻ってくることを願っています。

Sobre o serviço público do atendimento em português  
Dias disponíveis de consulta  
Data:Toda quarta-f. 13h00 - 17h00  
Porém,favor comparecer até às 16h30, se possível.  
\*O atendimento será feito na ordem de chegada.

ポルトガル語通訳業務について  
定期相談日 毎週水曜日 13:00～17:00  
なるべく 16:30 までにお越しください。  
受付は先着順です。



■ポルトガル語生活相談窓口  
・日時：毎週水曜日 13時～17時  
（なるべく16時30分までにお越しください。受付は先着順です）  
・場所：市役所3階 自治振興課  
・内容：「住民登録、健康保険、税金、保育園・幼稚園」など、日本語がわからないため市役所の手続きが困難な場合、手続き窓口に通訳者が同行します。

■しが外国人相談センター  
・日時：月～金曜日 10時～17時  
・対応言語：日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語  
・内容：滋賀県に暮らす外国籍住民のさまざまな相談に多言語で対応します。日本語がわからなくて困っている外国籍の人だけでなく、自治会内の外国籍住民に連絡したいけれど、外国語ができなくて困っている場合などにも相談していただけます。  
岡 滋賀県国際協会専用ダイヤル  
☎ 523・5646

■日本語教室  
・日時：毎月第2・第4土曜日 10時15分～11時45分  
・場所：コミュニケーションセンター大宝  
・内容：栗東国際交流協会のボランティア日本語講師が、外国籍住民へ日本語の指導を行っています。年齢や国籍を問わず、どなたでも日本語を学ぶことができます。  
岡 栗東国際交流協会（自治振興課内）  
☎ 551・0293

# 地域の健康づくり活動リーダー「健康推進員」

健康推進員は、健康推進員養成講座を受講後、市長の委嘱を受けて、地域の健康づくりを推進するボランティアです。全国で「ヘルスマイト」の愛称で活躍する仲間のうち、本市の会員は現在129人です。

## ■組織体系

本市では昭和62年4月に「栗東市健康推進員連絡協議会」が発足しました。研修部会、運動部会、食生活部会の3部会があり、会員はそれぞれの部会に所属し、健康づくりに必要な知識を学んでいます。学んだ知識は、自治会活動など、地域に密着した活動で生かされています。

## ■活動内容は？

例年は、地域の高齢者サロンでバランスのよい食事の提供や健康づくりに関する講話を行ったり、保育園でエプロンシアターを行ったり、子どもから大人まで幅広い年齢を対象に活動をしています。今年度は感染症拡大防止のため、講座や教室などはほとんど実施出来ませんが、その中でも出来ることを考え、健康づくりに関するチラシを配布するなど、工夫して活動をしています。

## 《研修部会》

園児などを対象としたエプロンシアターの実施や、広報誌の発行。



## 《運動部会》

ウォーキングの実施や地域における健康体操の普及、啓発など。



## 《食生活部会》

伝達講習会（調理実習）を年3回行い、バランスのよいメニューの伝達など、食育に関する活動。



## ■養成講座を開催します

養成講座を受講して、健康推進員として活動してみませんか？（申込みは左記まで）

問健康増進課 母子保健係

☎ 554・6100 FAX 554・6101

りっとう空家バンク第14弾

# 「りっとう空家バンク」をぜひ活用ください

## ■りっとう空家バンクとは？

「栗東市空家等対策計画」の重点プロジェクトに位置付けており、空き家を「売りたい・貸したい人（所有者）」と「買いたい・借りたい人（活用希望者）」とをマッチングさせる場（仕組み）を指します。バンクに登録されている空き家や活用希望者の意向などは同名のインターネットサイトで閲覧出来ます。（Google Chrome）からご覧ください。Internet Explorerは非対応です。

## ■より良いバンクづくり

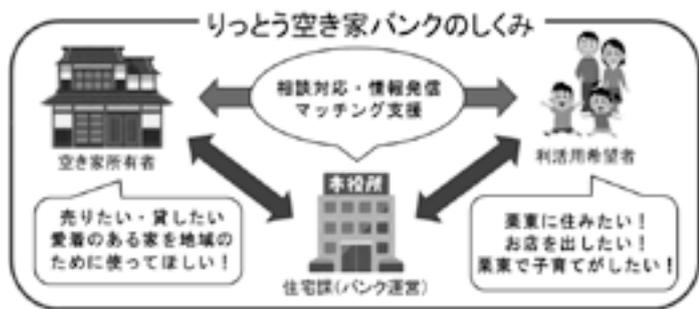
所有者や活用希望者の想いが反映されたマッチングが出来るよう、りっとう空家バンクは随時改善を行っています。今年度は、りっとう空家バンクの運営を、空き家対策に特化した団体である「NPO法人くらむ滋賀」に委託しています。これにより、NPOの専門性を活かし、より柔軟な対応を目指しています。また、バンクサイトも「Q&Aコーナー」や「所有者のひとこと」欄の作成など、随時リニューアルをすることで、閲覧者にとってより分かりやすいサイトになるよう工夫しています。

## ■空き家の活用推進のために

りっとう空家バンクは、令和

元年9月より運用を開始し、今年度末で約1年半が経過します。令和3年1月時点で、バンクサイトの空き家物件登録数が延べ6件（うち1件成約）、活用希望の登録者数が延べ5件となっています。

空き家は、放置することで周囲に悪影響を及ぼす恐れがあります。本市では、そのような空き家の増加を抑制するためにも、空き家バンクを通じて空き家の利活用を推進しています。空き家の処分や管理などにお困りの人は、ぜひ登録をお考えください。



問住宅課 住宅係

☎ 551-0347 FAX 552-7000

# 「栗東市人権・同和問題に関する住民意識調査」の結果から 一人ひとりが「まず一歩！」 差別をなくす行動につながる取組みを

本市では、1985年以来、5年ごとに「人権・同和問題に関する住民意識調査」を実施しています。

この調査は、本市がこれまで実施してきた人権啓発活動の効果と課題を明らかにし、今後の人権・同和問題への取組みを推進していくための基礎資料として活用します。

## ■本年度の調査

- 対象：満20歳以上の市民
- 期間：2020年8月1日～8月28日
- 回収数：1342件（回収率44.7%）
- 調査内容：人権・同和問題の考え方や取組みなどについて大問として全9問

## ■調査結果の概要（一部を抜粋）

### 「人権・同和問題への考え方について」

「さまざまな人権問題の解決には、人を信頼し、認め合える豊かな人間関係づくりが大切である」では、約87%の人が、また、「差別を共になくそうとする態度を身につけたい（グラフ①）」では、約78%の人が肯定的な意見でした。しかし、「一人ひとり

が尊重される集団や社会を築くため、リーダーとなって努力したい」に「そう思う」と答えた人は約7%で、「人権・同和問題の講演会や研修会に積極的に参加したい」では、約14%と肯定的な意見を持っている人が少ないこともわかりました。

### 「地区別懇談会について」

過去5年間に地区別懇談会に参加した人を対象とした「人権・同和問題の認識を深めるために役立ちましたか」を、過去3回の調査と比較すると、「役に立った」と答えた人の割合に大きな変化はないものの、

## 差別をなくす行動につながる取組みを

「役に立たなかった」と答えた人の割合が年々低くなっており、地区別懇談会の有効性が少しずつ向上していることがわかりました。

### 「部落差別問題学習について」

「部落差別を知らない人にまで知らせることになり、差別を広げている（グラフ②）」を、前回の調査と比較すると、「そう思う」の割合が低くなっており、「そう思わない」の割合が高くなっていることから、正しく知ることの大切さが浸透してきていることがわかりました。しかし、自由記述などには、「寝た子を起こすな」

という考えの意見などもまだまだ多く見られました。

### 「部落差別解消推進法について」

部落差別解消推進法（正式名称：部落差別の解消の推進に関する法律）は、依然として部落差別が存在する現状を踏まえ、部落差別の解消に向けて、2016年に施行された法律です。「部落差別解消推進法を知っていますか」の設問に対しては、「知っている」は約32%、「知らない」は約64%で、まだまだ認知度が低いことがわかりました。

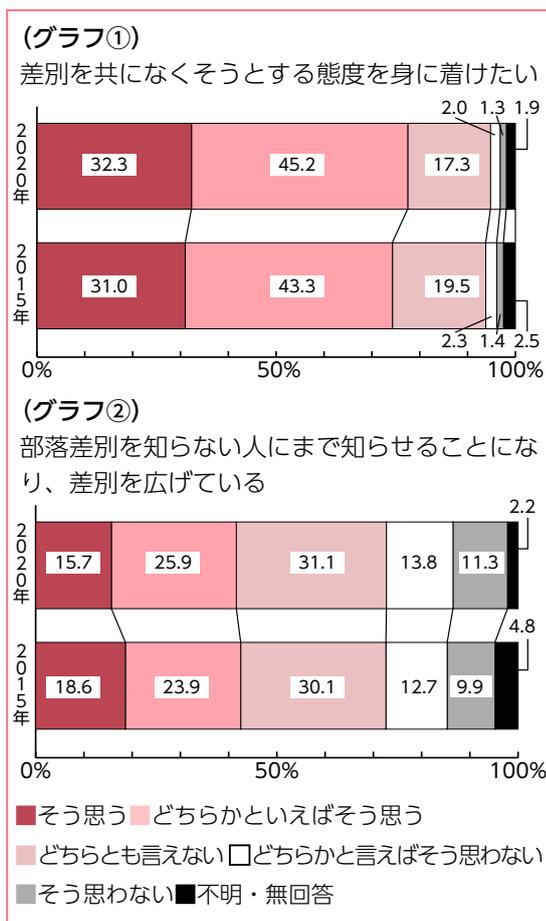
※調査結果は、市ホームページ（人権教育課）に掲載しています。

### ■差別解消に向けて

今回の調査からは、「差別はいけない」という認識や人権に関する正しい知識について、市民の皆さんの意識が少しずつ向上しているものの、実際に自分が行動することに対しては、消極的な回答が増加していました。部落差別やコロナ差別などあらゆる差別をなくしていくためには、一人ひとりが差別に気づき、考え、行動する「一歩」が必要です。今回の調査をもとに、差別解消に向けた取組みをさらに進めていきます。

### 人権教育課

☎ 551・0133 FAX 551・0149



# くりちゃんバスの利用状況

「くりちゃんバス」は、皆さんの日常生活における地域の身近な交通手段として活躍しています。令和元年度は、8万2484人（平成30年10月～令和元年9月）の皆さんが利用され、前年比で1万1654人の利用者増（前年比16・5%増）になりました。

これは、平成30年10月に守山駅西口まで延伸した大宝循環線の利用者が大きく伸びていることに加え、宅屋線でも順調に利用者を伸ばしていることによります。

くりちゃんバス利用者数  
（平成30年10月～令和元年9月）

路線名	年度当たり利用者数	前年度からの利用者増減数
大宝循環線	22,163人	+ 8,238人
宅屋線	22,910人	+ 2,495人
草津駅・手原線	25,870人	- 938人
葉山循環線・治田循環線	8,879人	+ 183人
金勝循環線	2,662人	+ 1,676人
合計	82,484人	+ 11,654人

今後も利用状況調査を踏まえて、ルートやダイヤの見直しなど検討してまいりますので、これからも「くりちゃんバス（草津・栗東・守山くるとバス）」の利用をよろしくお願いたします。

## 最新のバス路線図・時刻表

市ホームページでもご覧いただけます。「くりちゃんバス」で検索してください。



交通政策課 交通政策係

☎ 551・0291  
FAX 552・7000



# ごみの減量にご協力ください

本市のごみの資源化率は、27・5%です。ごみは容器や服などいろいろな物に生まれ変わります。リサイクル（再生利用）だけでなく、リデュース（ごみを作らない）、リデュース（ごみになるものを減らす）、リユース（繰り返し使う）といった4Rの取り組みでごみの減量を行きましょう。

ごみの資源化状況（令和2年4月～令和2年12月）

ごみの種類	排出量 (t)	資源化量 (t)	再生利用の種類
可燃ごみ	11,210	715	灰から道路骨材など
		1	バイオディーゼル燃料
		50	堆肥（環境センター内）
破砕ごみ、粗大ごみ、小型家電	1,166	407	金属類（リユース利用含む）
金属類	174		
古紙古着類	1,368	(注) 1,386	古紙の材料
びん類	247	240	びんの材料
その他プラスチック	765	520	プラスチックの材料
ペットボトル	117	115	プラスチック容器、衣類の材料
乾電池	14	11	金属類
草木など	962	962	堆肥（民間）
合計	16,023	4,407	(注)前年度保管分含む

環境政策課 生活環境係  
☎ 551・0341  
FAX 554・1123

# 特別養護老人ホームがオープンします

本市では、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、計画的に介護保険適用のサービス施設の整備を進めています。

4月に、介護老人福祉施設「特別養護老人ホームはなえみ」が上鉤地先にオープンします。常時介護が必要で、在宅介護が困難な要介護3以上の高齢者が対象です。

（申込み・問合せは、はなえみ準備室 ☎596・5282）

この整備で、特別養護老人ホームは市内に4施設でできることになり、今後は、地域と連携し、地域の拠点となる施設として、期待されます。



特別養護老人ホームはなえみ 4月1日開設予定

長寿福祉課 介護保険係  
☎ 551・0281  
FAX 551・0548